設計・測量・調査等業務特記仕様書

この業務の実施に当たっては、島根県農林水産部・土木部の「島根県測量・設計・調査等業務共通仕様書によるもののほか、この特記仕様書による。

第１条　主任技術者

１．主任技術者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。

２．用地調査等業務共通仕様書第２条第５項の「７年以上の実務の経験」とは、主たる補償業務に直接従事した期間を個別に積み上げた期間が７年以上の場合を言う。

第２条　業務従事者

業務従事者は、従事しようとする業務種別毎に、別表－４に定める資格等を有する者でなければならない。

第３条　業務打合せ・協議記録簿

業務打合せ・協議記録簿は、打合せ協議後、すみやかに作成し、相互確認のうえ、発注者に提出しなければならない。

第４条　業務計画書の記載事項

１．業務工程

（１）実施工程表は、業務項目、フローチャート、打合せ計画に基づき、項目毎にバーチャート等で示すものとする。

（２）基本事項の決定等について関係機関との調整を必要とする場合には、その期間を実施工程表に記載するものとする。

２．打合せ計画

（１）打合せ協議の回数、時期、内容、決定事項及び関連協議先に区分して表示するものとする。

（２）内容欄には、監督職員若しくは関連部署との打合せ又は協議が必要となる事項について記載し、打合せ時に提出予定の主な資料を記載するものとする。

（３）関連協議先は、監督職員が予め指示する機関等及び受注者が業務を進める上で必要と想定する機関等を記載するものとする。

＜記載例＞

回数	時期	内容	確認・決定事項	関連協議先
第１回	○月上旬	・業務内容の確認 ・業務の方針・条件 ・過年度調査経緯 ・指示事項の確認 ・貸与資料の確認	・次回提出資料 ・次回打合せ日	
第２回	△月中旬	・基本事項検討結果に関する事項 ・関連協議事項の確認 ・基準類の確認	・基本計画内容 ・基本事項	・関連部署 ・関係機関
第３回	□月下旬	・・・・・	・・・・・	・・・・・

第５条　履行報告

１．履行報告は、毎月及び監督職員が指示した場合、実施工程表に記載した事項について、進捗状況、課題等を整理して報告するものとする。

２．履行報告は、監督職員が指示する期限までに行うものとする。

第６条　合同現地踏査の実施

１．発注者及び受注者合同での現地踏査を希望する場合には、受注者は、事前に必要とする理由、確認事項

及び実施時期等を監督職員と協議し、承諾を得なければならない。
２．合同現地踏査において確認した事項については、監督職員が指示する期限までに、打合せ記録簿により監督職員に提出し、内容の確認を受けなければならない。

第７条　交通安全管理

警備業者との委託契約ができない場合において、やむを得ず自社従業員による交通誘導を行うときの取扱いは以下によること。

１．自社従業員※による交通誘導を行う場合の条件
（１）交通誘導を行う箇所が、公安委員会告示により認定された路線以外の箇所（交通誘導警備員Ａの配置を要しない箇所）であること。
（２）交通誘導を行う自社従業員は、警備業法第１４条で規定する以外の者であること。
（３）交通誘導を行う自社従業員は、従事する時間内は、専任により交通誘導に従事すること。
（４）交通誘導を行う自社従業員は、反射チョッキや交通腕章等を着用することにより、他者が交通誘導員として認識できるようにすること。
※自社従業員…受注者の従業員。再委託先の従業員は該当しない。

２．警備業者との委託契約ができないことを証明する書類の提出
自社従業員による交通誘導を行おうとする場合は、監督職員と協議し、３社以上の警備業者との委託契約ができないことを証明する書類を提出すること。
ただし、島後地区（隠岐の島町）においては１社以上とし、島前地区（海士町、西ノ島町、知夫村）においては不要とする。

３．交通誘導員の配置計画の提出
（１）交通誘導に着手する前に交通誘導員の配置計画を提出すること。
（２）配置計画に変更が生じた場合は、変更理由を付して変更の配置計画を提出すること。
（３）受注者は「交通誘導に起因し第三者に与えた損害」について、補償ができる保険に加入しているか、その有無を配置計画に記載すること。

４．実績の報告
交通誘導に従事した日時（時間帯）及び配置場所を記載した日報(※1)、及び交通誘導に従事した状況を確認できる写真(※2)を提出すること。
※1…主任技術者又は管理技術者の確認印を押印したもの
※2…配置状況を確認できる１日１枚以上の写真

５．その他
交通誘導の作業が連動する（分離不可の作業）一連の区間内において、自社従業員と警備業者との混在による交通誘導は、労働者派遣法※に違反するので、行ってはならない。

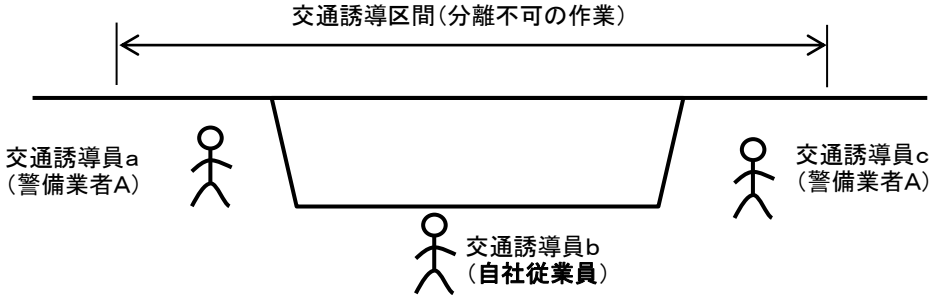

図のように自社従業員と警備業者との混在による交通誘導は不可

別表－4

番号	補　償　業　務	従事者の資格等
①	権利調査等	測量士、測量士補、司法書士、土地家屋調査士 公共用地取得業務経験者 補償業務管理士（土地調査）
②	土地評価等	不動産鑑定士、不動産鑑定士補 公共用地取得業務経験者 補償業務管理士（土地評価）
③ (1)	木造建物 木造特殊建物 調査・積算	1級建築士、2級建築士、木造建築士 公共用地取得業務経験者 補償業務管理士（物件）
③ (2)	非木造建物調査積算	1級建築士
③ (3)	付帯工作物.庭園.墳墓 立竹木.居住者.動産 調査・積算	測量士、測量士補 1級建築士、2級建築士、木造建築士 公共用地取得業務経験者 補償業務管理士（物件）
③ (4)	移転工法検討	1級建築士
④	機械設備 生産設備 調査・積算	委託設備に関する技術士（機械又は電気） 補償業務管理士（機械工作物） 3年以上の実務経験を有する者
⑤	営業に関する調査・積算	公認会計士、会計士補、税理士、中小企業診断士、公共用地取得業務経験者 補償業務管理士（営業・特殊）
⑥	事業損失（工損）調査・算定	1級建築士、2級建築士、木造建築士 公共用地取得業務経験者 補償業務管理士（事業損）
⑦	事業認定申請図書の作成等	公共用地取得業務経験者 補償業務管理士（補償関連）

1　公共用地取得業務経験者とは、国、地方公共団体等の公共用地の取得を所管する部署において（用地課等）、用地取得業務全般に直接携わった経験を有する者で、その経験年数（勤務年数の累計）が10年以上の者。

2　④の機械設備・生産設備の調査・積算業務従事者の資格等の内、「3年以上の実務の経験」とは、当該業務に直接従事した期間を個別に積み上げた期間が3年以上の場合を言う。

3　⑥の事業損失調査・算定の対象が工損で、非木造建物の場合の従事者の資格は、一級建築士とする。